



ゆとり

令和5年4月1日

第120号（春季号）

（協組）郡山労務経営サービスセンター

●新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動（R5・4/6～R5・4/12）

スローガン「あぶないよいそぐきもちにしんこきゅう」

- 運動の重点**
- (1) 新入学（園）児童・園児の交通事故防止
- (2) すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- (3) 道路横断中の交通事故防止

保護者は子供に「信号を守る」「歩道を通る」「横断歩道を渡る」

「止まる、待つ、見る」を習慣づけましょう。とは言っても、子供は

他のことに夢中になると急に飛び出すもの。

子供を見たらスピードを落としましょう。



<4月からの主な改正点>

●「出産一時金が50万円に」

<出産一時金>

従来 1子につき**42万円** → 4月以降 1子につき**50万円**に。

実際の分娩費用は、もっとかかるとか？

双子なら100万円、5つ子なら250万円貰えます。

1人 100万円
出ればいいのに。



●4月から60時間超の時間外労働は50%割増に！

1ヶ月の時間外労働	
60時間以下	60時間を超える
25%	50%
残業代単価×1.25	残業代単価×1.50

時間外労働60時間に含まれる時間

- ① 普通時間外労働（早出時間外、普通残業時間）
- ② 法定外の休日労働時間（日曜を法定とする会社なら土曜や祝日など）

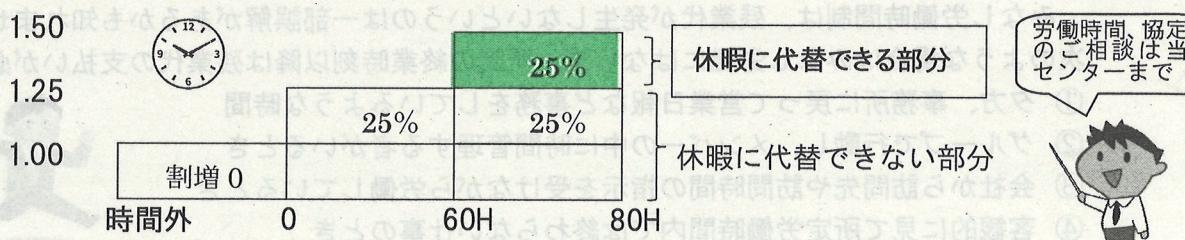
60時間を超える時間外労働が深夜になった場合

時間外割増（1.50）+深夜割増（0.25）=1.75

<割増賃金の支払いに代えて休暇の付与も可能>

1ヶ月60時間を超えて時間外労働をさせた従業員に対し、休暇（代替休暇）を与えて50%の割増賃金の支払いに代えることもできるようになります。労使協定の締結が必要。

（イメージ）1ヶ月に80H時間外労働を行った場合



特集 1・残業の多い会社は注意！基本は残業を減らすこと

●歩合給は残業代削減になるか？

歩合給でも残業代の支払いは必要ですが、割増率が低いので残業代は少なくなります。

＜基本給・職務手当などは固定で、歩合給を付ける計算例でみてみましょう＞

$$\left(\frac{\text{基本給} + \text{職務手当など}}{1 \text{か月の所定労働時間}} \cdot 1.25 + \frac{\text{歩合給}}{1 \text{か月の総労働時間}} \cdot 0.25 \right) \times \text{残業時間}$$

* 総労働時間とは所定労働時間に残業時間を加えた時間です。

* 残業が 60 時間を超える分は、1.25 が 1.50, 0.25 が 0.50 になります。

歩合給の割合を多くするほど、残業代は下がりますが、従業員の収入（生活）が不安定になります。歩合給が激減したような場合でも、通常の賃金（平均賃金）の 6 割は保障するなど必要です。

最低賃金 × その月の総労働時間以上であることなど注意も必要です。



●年俸制は残業代を支払わなくて良いか？

1 年 300 万円とか 500 万円と決めて、毎月定額で支払う方法（場合によっては 12 ヶ月より多い月数で割って、賞与月に多い月分を上乗せして支給する場合もあり）ですが、当然、残業代の支払いは必要です。単純には残業代削減にはなりません。

ただ、年俸額のうち、残業手当部分を固定で明確に区分すれば、残業代を含んだ年俸制の導入は可能です。つまりその固定額に達するまでは、別途残業代を支払わずに済みます。



●固定残業代制は残業代削減になるか？

月〇〇時間分の残業代を口々手當に充当し、毎月定額で支払うというもの。今までの給与に上乗せして支給するのが基本ですが、給与総額を変えず、今まで支給していた他の手当を固定残業代にする方法がとられる場合も多いようです。そうすれば、ある意味、削減になるかも知れません。ただ従業員にとっては不利益変更になるのでトラブルになることも。従業員から同意書を取つておくことが必要ですが、極端は避けましょう。導入は慎重に。

また〇〇時間を超えた分については差額を支払う旨を賃金規程に明記、給与明細にも「〇〇時間の残業充当分」の明示も必要になります。

充当した残業時間を越えれば差額支払い

固定残業代

●フレックスタイム制は残業代削減になるか？

コアタイム（必ず勤務する時間帯）を決め、その前後の出退勤時刻は本人の自由とするもの。業種や職種によっては残業代削減が期待できます。

例えば、朝のうちは出勤しても仕事がないが、午後から夜、忙しくなるなど、日によって変わるケースなどは、無駄に午前中の賃金を払っている必要はなくなります。（出退勤時刻をずらす時差出勤制度も有効です）

フレックスタイム制でも勤務時間の把握は必要となる。

ただ、勤務時間はきちんと管理し 1~3 か月の清算期間を設け、所定労働時間をオーバーしていれば残業代は支払わなければなりません。

●事業所外みなし労働制は残業代は支払わなくて良いか？

みなし労働時間制は、残業代が発生しないというのは一部誤解があるかも知れません。

次のような場合はみなし労働にはならず、所定の終業時刻以降は残業代の支払いが必要です。

- ① 夕方、事務所に戻って営業日報など事務をしているような時間
- ② グループで行動し、メンバーの中に時間管理する者がいるとき
- ③ 会社から訪問先や訪問時間の指示を受けながら労働しているとき
- ④ 客観的に見て所定労働時間内では終わらない仕事のとき
- ⑤ 行きと帰りにタイムカードを押させてているとき（時間管理ができているとき）



特集2・従業員が退職した時、知っておきたいことは！！

退職する従業員の方に聞かれたり、アドバイスする時、知つておいた方が便利な社会保険、雇用保険の基礎知識です。（どれにするかは本人の希望、判断で決めて貰うようになりますが）

＜まず、退職後、どのような医療保険に加入するか、その選択肢は？＞

A・転職先の社会保険に加入する

- ・転職先の社会保険に加入する。（転職先の会社を通じて手続きしてもらう）

B・配偶者や親、子などの健康保険の扶養に入る

- ・退職後の収入（雇用保険、傷病手当金、年金なども含まれます）が扶養基準を満たしていれば、扶養に入れます。（配偶者などの勤務先を通じて手続きしてもらう）

- ・扶養基準：60歳未満の方（年間換算で130万円未満）

60歳以上の方（年間換算で180万円未満）

で扶養に入る配偶者などの収入の2分の1以下であること。

C・国民健康保険に加入する

- ・申請：本人が市町村役場で手続き（会社で発行した社会保険資格喪失証明が必要）

- ・保険料：前年（加入時期により前々年）の所得、人数などにより計算

解雇などの場合は減免制度があります。

詳しくは本人に市町村役場で聞いて貰うようになります。

どちらの保険料が安いかがポイント。
国民健康保険料は市町村役場に
聞いてみよう。



D・健康保険の任意継続被保険者になる

- ・申請：本人が協会けんぽ県支部に申請書を郵送。（退職20日以内必着）

- ・保険料：原則的に退職時、給与から引かれていた保険料の倍額。

（上限は報酬30万円に対応する保険料です）

＜注意＞B～Dの場合で、60歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。

- ・申請：本人が市町村役場で手続き。

- ・保険料：月額16,520円（令和5年度）。Bで65歳未満の配偶者の扶養に入った場合は無料。

＜退職後、雇用保険を貰うかどうか＞

退職後、雇用保険の受給を希望する従業員には離職票の発行をしてやらなければなりません。

詳細は本人がハローワークに聞いて貰うようになりますが、基本的には。

- ① 貰うための資格は・・・出勤日数が11日以上の月が直前2年間に12か月以上あること
(解雇等で退職の場合は直前1年間に6か月以上でも可)
- ② 貰える金額（給付日額）は・・・1日当たり原則的に退職前の賃金を180日で割った金額の45%～80%（給与や年齢により異なります）
- ③ 貰うまでの期間は・・・待期期間（7日）後、自己都合退職は2ヶ月待ち、解雇等は直ぐに貰えます。（失業給付の振り込みは、一定期間の失業認定後です。）
- ④ 貰える期間（受給期間）は？・・・自己都合退職と解雇（勧奨退職も含む）とで変わります。

離職理由	加入年齢	1年未満	1年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上
		期間				
自己都合	全年齢	一		90日	120日	150日
解雇など	30歳未満	90日	90日	120日	180日	一
	30～35未満		120日	180日	210日	240日
	35～45未満		150日	180日	240日	270日
	45～60未満		180日	240日	270日	330日
	60～65未満		150日	180日	210日	240日

*65歳以上で退職した場合は給付日額の30日～50日の一時金となります。

病気や出産、家族の介護などで直ぐには求職活動できず、受給時期を先延ばししたいときは、事前に手続きが必要です。



INFORMATION

当サービスセンター ホームペジリニューアル

当サービスセンターは組合員事業所さんの共同購入（事務用品等の割引き）や交流に取り組んでおりますが、この度、従来のホームページの全面見直しを行い、見やすく活用しやすくなりました。

<主な変更点は>

- ① HP 内キーワード検索…探したい情報が見つけ易い☆
- ② 「お知らせ」表示…更新情報が一目で分かる☆
- ③ 加入組合員の表示及びカテゴリー検索…気になるあの企業がより身近に☆
- ④ 「組合員のひろば」のリニューアル…企業 PR も可能に☆



<https://www.koriyamaroumu.or.jp/>

QR コード ⇒

労務 Q & A (実際あったご質問から)

<労災> 会社でする休業補償

Q・労災事故で休業3日までは会社で休業補償をするというが、その間に休日があった場合は？

A・月給者と時間給、日給者では考え方が異なります。

・会社で行う休業補償は、ケガする直前3か月の平均賃金の60%。賃金30万円なら1日6,000円程度です。

<月給者は休日分の休業補償は払わなくて良い>

例えば次のような場合は。

休業補償の
支払い義務

- ・休業1日目(土曜) 受傷 午後帰宅 ○(午後分)
- ・休業2日目(日曜=休日) ×なし
- ・休業3日目(月曜) ○
- ・休業4日目(火曜) 労災保険から休業補償支給

つまり、休業補償は金曜半日分と月曜3日目の1.5日分で足ります。(金曜午前中は賃金支払う)

<時間給者や日給者は、休日分も払う>

月給者が休日に休んでも給与は100%支給されるのに対して、時間給(日給)者は勤務した時間に応じて計算するので、何もしないと無給で処理していることになり、会社は休業補償を怠っていることになります。

従って休日も補償しなければなりません。



<社会保険> 帝王切開した時の医療費

Q 帝王切開した時の、医療費や出産費用はどうなるのか？

A. 帝王切開は健康保険を使い3割自己負担。分娩費用の実費分は出産一時金(50万円)で賄う。

<帝王切開の費用>

健康保険を使用し、3割は自己負担。

高額療養費の限度額申請を出しておけば、自己負担限度額までの支払いOK。

<分娩の費用>

健康保険は使えないでの、実費負担。ただ産院に出産一時金(50万円)の代理受領を委任せれば50万円を超えた支払いで済みます。

一般的には50万円以内で収まることが多いようです。その場合は50万円との差額が請求できます。

何もしなくとも3~4ヶ月経つと協会けんぽから請求用紙が届きますが、早く請求することも可能です。

ただ添付書類がいくつか必要になります。



シリーズ福島の山 (その75)

みのわやま

箕輪山

(1,728m)

きめんざん

鬼面山

(1,482m)

安達太良連峰の北端にある山。本峰はハイカーで一杯だが、こちらは登山者が少なく、静かな山である。国道115号線を北上し「人生前向き 温泉は横向」の看板を見て横向登山口に向かう。

箕輪スキー場を右手に登り続けること1時間、ようやくスキー場上端に出る。展望が開けるので一休みしよう。

そこから先は両脇が笹に覆われた登りが続く。特に急ではないが道がえぐられているような所もある。更に歩を進めれば、これから登る箕輪山の伸びやかな姿が見えてくる。早く着きたい気持ちにかられるが焦らず登ろう。

2時間ほどで着いた山頂には大きな岩があり、連峰中の最高峰だけあって磐梯山や吾妻連峰、そして鉄山から

安達太良本峰に至る縦走路が眼前に広がる。十分、景色を楽しみたい。(ガスで見えない時はあきらめるしかない)

帰りは分岐を右に折れ、鬼面山経由で下山する。

樹間から鬼面山を見ながら下るが、粘土質で段差が大きい。えぐられた道で非常に滑りやすいので苦労する。

やっと下り終えホッとするが今度は鬼面山の登りとなる。ガレた道だが程なく山頂へ。ここからの眺めも素晴らしい。

そこから旧土湯峠へと下り、途中の分岐を横向温泉方面に向かう。送電線の管理道路のような道をしばらく下ると舗装道路に出て、15分ほど歩いて車を止めた場所へと戻って行く。



事業報告

<1月25日>創立45周年・法人化30周年記念大会開催する (郡山ビューホテルアネックス)

当サービスセンターの創立45年・法人化30年を記念しての大会が出席者105名のもと開催された。
大会の様子を写真でたどってみると。

記念講演



銚子電鉄社長の竹本勝紀様による講演「崖っぷち銚子電鉄のサバイバル経営」の講演

記念式典・表彰式



永年役員表彰、組合事業所の永年勤続従業員表彰など69名が受賞した。

祝賀会・アトラクション



歓談する組合員の皆さん



シャンソン SAGAWA YUKIKO ショー



組合員さんによるひょっこり踊り

募金の寄付



郡山市長に手渡す飯沼理事長ら

事務局からのお礼

この度は、組合員皆さんの多大なご協力により記念大会を成功裡に開催することができましたこと、深く御礼申し上げます。また組合員名簿の作成に当たり、多くの広告の協賛を頂き有難うございました。

当センター役職員一同、決意を新たにし、これからもなお一層、組合員企業の「頼れる総務部」として、組合員さんのお役に立てるよう努めて行く所存です。

<2月21日(火) 経営管理者セミナー開催>

●業種別部会

労災事故防止の取り組み、組合員事業所賃金統計、組合員事業所労災統計などの説明がなされた。
統計資料をご希望の場合はご連絡ください。(無料にて配布)

●経営管理者セミナー

一部:「職場のハラスメント防止と対応」あさかストレスケアセンター 井上綾乃様により、職場のメンタルヘルスの大きな阻害原因となるハラスメントの防止についての話がなされた。

二部:「電子帳簿義務化への対応」 税理士 加藤英夫様によりインボイス制度や
来年1月義務化される電子帳簿についての説明がなされた。

電子帳簿

社会保険事務を委託している組合員さんへ ～退職者の健康保険証は早めの回収をお願いします～

退職時には今まで使っていた健康保険証は協会けんぽに返却するようになります。社会保険の脱退手続きをとっても、健康保険証を回収しないでいると、退職後も保険証を使って、後から医療費が請求されたり、本人に返却の督促が行ったりで、トラブルになることもあります。保険証は退職後、速やかに本人から返して貰ってください。当センターでは保険証をお預かりしてから、脱退手続きを取らせて頂くようになります。

よろしくお願ひします



言葉・ことば・Key Word アイヌ語

北海道の地名の8割はアイヌ語に由来していると言われる。日常の会話では余り使わないものの、よく耳にするアイヌ語をいくつか拾ってみた。

- ・シレトク（知床）・・・陸地の突起
- ・ピリカ・・・かわいい、美しいの意。（「君を抱きしめんと岩陰によればピリカが笑う」とは知床旅情の歌詞）
- ・イオマンテ・・・熊送り。「イオマンテの夜」は歌、伊藤久雄。作曲、古関裕而
- ・メノコ・・・娘、女の子・コタン・・・集落、村
- ・アイヌ・・・人間、アイヌ民族・カムイ・・・神
- ・ニシバ・・・親方、旦那・ウタリ・・・仲間、親戚
- ・ウポポ・・・アイヌの民謡・ユカラ・・・叙事詩
- ・ヌプリ・・・山「ニセコアンヌプリ」
- ・オキクルミ・・・英雄神の名前
- ・コロポックル・・・アイヌ伝説に登場する小人
- ・チロンヌプ・・・キタキツネ
- ・トウナカイ・・・トナカイ・ラッコ・・・ラッコ
- ・トマリ・・・港・ノンノ・・・花
- ・ポロ・・・大きい・ポン・・・小さい
- ・ムックリ・・・アイヌの口琴
- ・イクパスイ・・・捧酒箸
- ・エカシ・・・長老



ミニ・ミニデータ

福島県の人口

福島県の人口は、ひと頃は200万人を超えていた。近年、減少したと言われるが、現在はどうなっているのか？そして将来は？

＜令和5年2月1日の人口1,782,533人＞

5年1月～1月末の人口の動き

世帯数747,204件 人口1,782,533人

・出生752人・死亡3,025人

・転入1,766人・転出1,896人・増減▲2,403人

＜人口・世帯数の推移（単位：千）＞

年	月	世帯数	人口	増減
S30.	10	370	2,095	32
S40.	10	424	1,983	▲67
S50.	10	502	1,970	24
S60.	10	574	2,080	45
H7.	10	653	2,133	29
H17.	10	709	2,091	▲35
H27.	10	737	1,914	▲115
R2.	10	742	1,833	▲80
R5.	2	747	1,782	▲24

世帯数
はなぜ
か倍増
してい
るよ



少子化により全国的に減少傾向にあるが、福島は震災・原発問題なども影響しているだろう。人口が多いのは良いことかも知れないが、少なくとも住みやすい、他の県に誇れる県にしよう。

＜編集後記＞

「交通安全週間、あおり、あおられは当たり前」なんて言つたら大変なお叱りを受けるだろうが、50年も前の話なのでお許し下さい。

当時はカーブームが始まった頃。車を手に入れ、みんな前に前にと先を競つて走っていた。スピード違反、急発進、割込み、幅寄せ、頻繁な車線変更、あおり、無理な追い越し、もたもたしてればクラクションなど何もありだった。

それから50年。悲惨な事故など、多くの痛い教訓を経て法律が改正され、ドライバーも交通ルール・マナーを守り、穏やかになった。昔を知る者にとっては隔世の感がある。車社会が成熟したという事だろう。しかしこれに慢心してはならない。自分も含め、みんなが事故に注意し、より安全で快適な車社会を作っていくなければと思う。

局長 岩崎

発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470